

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

I 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

○ 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関係

- (1) 取得勧誘類似行為として、会社法第 199 条に基づく自己株式の処分を追加する（第 9 条）。
- (2) 「有価証券の私募」及び売付け勧誘等のうち「有価証券の売出し」に該当しないもの（いわゆる「有価証券の私売出し」）の要件における「当該有価証券と同一種類の有価証券」に該当する事項を定める規定を整備する（第 10 条の 2）。
- (3) 取得勧誘及び売付け勧誘等において、適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合（「適格機関投資家私募」及び「適格機関投資家私売出し」）に該当するための要件に該当するための有価証券の譲渡に関する制限を付す方式として、次の①～③のいずれかの要件に該当することを規定する（第 11 条、第 13 条の 4）。
 - ① 当該有価証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下「転売制限」という。）が記載されていること。
 - ② 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に、転売制限が付されている旨の記載がされていること。
 - ③ 社債等振替法の規定により、加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。
- (4) 取得勧誘及び売付け勧誘等において、少人数向け勧誘に該当する場合（「少人数私募」及び「少人数私売出し」）の有価証券の譲渡に関する制限を付す方式及びこれに準ずる要件として、以下の①～③のいずれかの要件に該当することを規定する（第 13 条、第 13 条の 7）。
 - ① 次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該有価証券に当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止される旨の制限（以下、「一括譲渡制限」という。）が記載されていること。
 - ロ 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に、一括転売制限が付されている旨の記載がされていること。
 - ② 社債等振替法の規定により、加入者が当該有価証券に転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置が執られていること。
 - ③ 次のいずれにも該当すること。

- イ 当該有価証券の枚数又は単位の総数が 50 未満であること。
- ロ 当該有価証券に表示されている単位未満に分割できない旨の制限が付されていること。

(5) 有価証券の売付け勧誘等に該当しない有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘として以下を規定する（第 13 条の 2）。

- ① 法第 67 条の 19 に規定する通知その他法令上の義務の履行として行う当該有価証券に関する情報の提供
- ② 認可金融商品取引業協会その他金融商品取引業等を会員とする協会その他の団体に対して、当該協会又はその他の団体の規則に基づき行なわれる当該有価証券に関する情報の提供

II 企業内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

1. 「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関係

- (1) 組織再編成発行手続に類する行為として、会社法第 199 条の規定に基づく自己株式の処分を規定する（開示府令第 1 条の 2）。
- (2) 届出を要する有価証券の売出しに該当するものとして、売出しに係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前 1 月以内に同種の既発行証券の売出価額の総額を合計した金額が 1 億円以上となる場合の売出しを追加する（開示府令第 2 条、外国債等開示府令第 1 条の 2、特定有価証券開示府令第 2 条）。
- (3) 既に開示されている有価証券の売出しに係る有価証券通知書の提出は不要とするが、当該有価証券の売出しを次に定める者が行う場合には有価証券通知書の提出を義務づける（開示府令第 4 条、外国債等開示府令第 2 条、特定有価証券開示府令第 5 条）。
 - ① 当該有価証券の所有者が当該有価証券の発行者又は発行者の子会社若しくは主要株主、当該有価証券の発行者の役員又は発起人、当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人に該当する場合
 - ② 当該有価証券の売出しに係る金融商品取引業者等が当該有価証券の売出しに係る引受人に該当する場合等
- (4) 少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出しに該当しないものとして、売出

しに係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前 1 月以内に同種の既発行証券の売出価額の総額を合計した金額が 1 億円以上となる場合の売出しを追加する（開示府令第 9 条の 2）。

- (5) 次の場合に該当しないときは、目論見書の作成を要しない有価証券の売出しとして以下を規定する（開示府令第 11 条の 2、外国債等開示府令第 8 条の 2、特定有価証券開示府令 14 条）。
- ① 当該有価証券の所有者が当該有価証券の発行者又は発行者の子会社若しくは主要株主、当該有価証券の発行者の役員又は発起人、当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人に該当する場合
 - ② 当該有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券の売出しに係る引受人に該当する場合
- (6) 適格機関投資家向け勧誘等及び少数人数向け勧誘等における告知が不要となる場合として、当該勧誘等に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該勧誘を行う日以前 1 月以内に行われた同一の種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が 1 億円未満であることを規定する（開示府令第 14 条の 14・第 14 条の 15、外国債等開示府令第 11 条の 13・11 条の 14、特定有価証券開示府令第 19 条・第 20 条）。

2. 発行登録制度の見直し関係

- (1) 発行登録制度を利用することができる要件（利用適格要件）としてのいわゆる周知性要件のうち、企業が発行する社債券に指定格付機関による A 格相当以上の格付の取得を求める要件（以下「格付要件」という。）を撤廃し、これに代わる要件として、発行登録制度を利用する企業が、
- ① 過去 5 年間に於いて、発行開示を行った募集又は売出しに係る社債券等の券面総額が 100 億円以上であること
 - ② 一以上の指定外国金融商品取引所又は本邦の金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該株券について、基準時時価総額が千億円以上であること
- を規定する（開示府令第 9 条の 4 等、特定有価証券開示府令第 11 条の 3、外国債等開示府令第 6 条の 3）。
- (2) 発行登録制度の利用することができる有価証券に、資産流動化法上の特定目的会社や外国の特定目的会社が発行する特定社債券及び優先出資証券等並びに外国特定目的会社が発行するこれらに類する有価証券を追加する（特定有価証券開示府令第 1 条及び第 11 条の 2 等、第 5 号の 3 の 2 様式及び第 15 号の 2 様式等）。

- (3) 発行登録におけるプログラム・アマウント方式（発行登録書に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額が増額する方式）に対応するため、規定及び発行登録書等の様式を整備する（開示府令第 14 条の 5、第 11 号様式等、特定有価証券開示府令第 18 条の 3、第 15 号様式等、外国債等開示府令第 11 条の 5、第 6 号様式等）。

3. 目論見書制度の見直し関係

- (1) 投資信託受益証券の交付目論見書の記載内容を投資判断に極めて重要な投資情報に限定し、大幅に簡素化することとし、投資信託受益証券の交付目論見書の様式を新設する（特定有価証券開示府令第 25 号様式・第 25 号の 2 様式）。
- (2) 交付目論見書の見直しに伴い、請求目論見書の記載内容を有価証券届出書と同様の内容とするとともに、有価証券届出書の様式の整備を行う（特定有価証券開示府令第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 16 条の 2 及び第 4 号様式等）。
- (3) すべての有価証券に係る目論見書について、目論見書を電子交付により交付することについての投資者の同意を得る方法として、書面及び電磁的方法に電話による方法を追加する（開示府令 23 条の 2 及び第 23 条の 3、特定有価証券開示府令第 32 条の 2 及び第 32 条の 3、外国債等開示府令第 18 条の 2 及び第 18 条の 3）。

4. その他

- (1) 開示規制の適用が除外される信託の受益権として、金融商品取引業者等が通貨関連デリバティブ取引に係る金銭その他の保証金を金銭信託により管理する場合における当該信託の受益権を規定する（特定有価証券開示府令第 1 条の 4）。
- (2) 金融庁長官による訂正届出書等の提出命令に応じて提出する訂正届出書等の提出先を金融庁長官とする規定の整備を行う（開示府令第 20 条、外国債開示府令第 5 条、特定有価証券開示府令第 10 条等）。

Ⅲ 特定証券情報の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正

- (1) 題名を「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」とする。
- (2) 外国証券情報の内容として、有価証券の区分に応じ、「発行者情報」（国債の場合は発行国の「財政の概要」等、株券・社債券の場合は発行会社の「事業の内容」、「経

理の概要」等)及び「証券情報」(有価証券の内容等)を規定する(第12条、別表)。

- (3) 外国証券情報の提供又は公表を要しない場合として、次のいずれかに該当することを規定する(第13条)。

当該有価証券の発行者が、

- ① 当該有価証券の発行者の他の有価証券について有価証券報告書が提出されており、かつ、当該有価証券の証券情報を提供又は公表する場合
- ② 当該有価証券に係る特定証券情報又は発行者情報が公表されており、当該有価証券の証券情報を提供又は公表する場合
- ③ 当該有価証券が外国国債又は外国地方債であって、当該有価証券の売買に係る業務が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われている場合

- (4) 外国証券売出しが行われた後において、外国証券情報を提供又は公表しなければならない場合である「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合」として、当該有価証券の発行者等の合併等、発行者等の破産手続等の開始決定等が行われた場合等を規定する(第15条)。

- (5) 外国証券売出しが行われた後における外国証券情報の提供又は公表をしなくても投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合として、当該有価証券に対して開示が行われている場合等を規定する(第16条)。

- (6) 外国証券情報の提供又は公表の方法として、外国証券情報受領者に対する当該有価証券に係る外国証券情報を記載した書面の交付、電子メール等の送信、ホームページアドレスの提供及びこれを閲覧する方法の提供等を規定する(第17条)。

IV 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正

金融庁長官による訂正届出書等の提出命令に応じて提出する訂正届出書等の提出先を金融庁長官とする規定の整備を行う。

V 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し及び「発行登録制度」の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

Ⅵ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し及び目論見書制度の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

Ⅶ 信託業法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正

目論見書制度の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。